

第 8 9 号議案

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 9 月 3 0 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額、補償基礎額の扶養親族に係る加算額及び介護補償の額を改める必要がある。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年中野区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号を削り、同項第2号中「300円」を「434円」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「200円（特定経験年数学校医等）」を「217円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。））」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「200円」を「217円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「200円」を「217円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「200円」を「217円」に改め、同号を同項第5号とし、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第11条第2項第2号中「81,290円」を「85,490円」に改め、同項第4号中「40,600円」を「42,700円」に改める。

別表中「7,059円」を「7,285円」に、「8,730円」を「8,850円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条

例」という。)別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 次項及び附則第5項の規定により読み替えて適用する新条例第3条第3項の規定は、令和7年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 適用日から令和8年3月31日までの期間における新条例第3条第3項第1号の規定の適用については、「434円」とあるのは、「384円」とする。

- 5 適用日から令和8年3月31日までの期間における新条例第3条第3項の規定の適用については、

「(5) 重度心身障害者 200円(特
たる重度心身障害者 100円)

定経験年数学校医等の扶養親族

とあるのは、適用日からこの条例の
」

「(5)

施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間にあっては (6)

重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）

配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情と、にある者を含む。） 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる配偶者 100円）」

「(5) 重度心身障害者たる重度心身障害者
施行日から令和8年3月31日までの間にあっては (6) 配偶者（婚姻のある者を含む）
100円

害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族障害者 100円）

姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情とする。
み、特定経験年数学校医等の扶養親族たる者を除く。）

」

6 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項の規定に基づく公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに同項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に

支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定(附則第4項及び第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に基づく公務災害補償の内払とみなす。